平成２３年（フ）第１４７号
富山県南砺市本江513番地
債務者　東　　杏子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１６１号
富山県射水市土合1324番地80
債務者　大友　明子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第５４３号
金沢市横川３丁目191番地　横川ハイム101号室
債務者　髙橋奈津子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５４６号
石川県白山市鶴来朝日町269番地
債務者　久保　祐子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５５３号
金沢市みどり１―181―１　市営住宅Ａ３―305号、住民票上の住所石川県羽咋郡志賀町徳田ナの84番地、従前の住所石川県石川郡野々市町新庄５丁目57番地、従前々の住所石川県白山市三幸町26番地
債務者　泉　　幸雄
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５８３号
岐阜県関市東田原644番地５
債務者　カトウ工務店こと　加藤　勝康
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５８７号
岐阜県関市上白金1193番地11、申立時の住所岐阜県関市小屋名1293番地１　シャンポール赤土坂Ａ202
債務者　日比　　愛
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６０２号
岐阜県羽島郡岐南町平島８丁目94番地　グランツ杉山Ⅱ―１Ｂ号室
債務者　水野早代子（旧姓末澤）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６１１号
岐阜市下鵜飼1595番地２　マンションたいよう307号室
債務者　志水　　猛
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６１２号
岐阜市野一色７丁目８番４号
債務者　寺本美江子（旧姓古賀・岡村）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６１４号
岐阜市西川手１丁目56番地
債務者　坂本チヅ子（旧姓轟）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１８０７号
名古屋市名東区香流２丁目601番地　レジオン香流303号
債務者　田中　敏江
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２８号
名古屋市守山区大森２丁目2010番地　グランドール大森Ａ号
債務者　天白　菊香
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１９４号
名古屋市天白区久方２丁目47番地　コーポ戸笠105号
債務者　倉地　直美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５１号
名古屋市名東区牧の里３丁目401番地　県営高針住宅２棟417号
債務者　今岡　文乃
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８３２号
名古屋市昭和区広瀬町３丁目15番地の３　東曙荘202号
債務者　小笠原美樹
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９３０号
愛知県日進市梅森台５丁目86番地　トゥギャザーＩＴＯ館２Ｂ
債務者　藤田　有宏
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部